○北海道開発局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市阿寒町飽別基線四八番一から同市阿寒町飽別基線六五番五まで	前	二一・八一～四三・〇〇メートル	一・七八二キロメートル	
	後	二三・〇四～七七・九〇メートル	一・七八二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一七九林班る小班から同町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六七林班か小班まで	前	三〇〇・六八～七四・三六メートル	〇・二六一キロメートル	
	後	三〇〇・六八～七四・三六メートル	〇・二六一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二八林班に小班地内	前	二四・二二～二八・五八メートル	〇・一一七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二四・二二～三二・九六メートル	〇・一一七キロメートル	
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二八林班に小班地内	前	三九・六六～五三・八七メートル	〇・〇四七キロメートル	
	後	四〇・二四～五八・〇八メートル	〇・〇四七キロメートル	

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道雨竜郡沼田町字北竜二一二番一三〇から同町字沼田一一〇番七八まで	前	ＢＡ　八・八五～三〇・九八メートル	〇・五五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一一・四七～三〇・八三メートル	〇・五六一キロメートル	
	後	ＢＡ　一二・五〇～三六・八三メートル	〇・五五五キロメートル	
	後	ＢＡ　一一・四七～三〇・八三メートル	〇・五六一キロメートル	
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二九三林班ロ小班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二〇林班れ小班まで	前	ＢＡ　一二・四九～一三・六一メートル	四五・九七～三四・八三メートル	〇・三一〇キロメートル　〇・二七八キロメートル
	後	ＢＡ　一二・三三～一三・六一メートル	一九・〇〇～三四・八三メートル	〇・三一一キロメートル　〇・二七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富良野市三九一〇番一から同市花園町四三二〇番三九まで	前	一一・二六～三二・〇一メートル	〇・三〇〇キロメートル	
	後	二六・八四～四六・八〇メートル	〇・三〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号	北海道天塩郡幌延町元町八八番一から同町元町六四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成三十年五月十四日